

令和5年6月29日

美濃加茂市政記者クラブ 各位

美濃加茂市健康こども部  
こども未来課長 神野 浩明

### 補助金交付に係る不適正事務処理事案の判明について

このたび、令和4年度に国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（以下「臨時交付金」という。）を活用して実施した「美濃加茂市保育所等給食費負担軽減事業費補助金」について、臨時交付金に対する理解不足から当該補助制度の設計を誤り、臨時交付金による財源充当ができなくなった事案が判明しましたので、お知らせします。

今回の件により、関係機関並びに市民の皆様にご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

今後は適正な事務執行に努め、再発防止と信頼回復に向けて全力で取り組んでまいります。

#### 1 事業の概要

この事業は、臨時交付金を活用し、物価高騰下においても公立保育園等で提供する給食の質と量を保つことを目的として、給食調理事業者に対して令和4年度に給食提供のために要した費用で、令和3年度の額と比して上昇した対象費用について「美濃加茂市保育所等給食費負担軽減事業費補助金交付要綱」に基づき、補助金を交付するものです。

本来であれば、対象となる給食調理事業者に対し、令和5年3月31日までに補助金の交付を完了する内容の制度としなければならないところでしたが、臨時交付金に対する担当者の理解不足により、令和5年3月31日までの実績に基づき作成する報告書の提出を受けてから補助金を交付する制度として実施したことにより、年度内に給食調理事業者への補助金の交付を完了することができませんでした。

国の臨時交付金を原資として、補助金交付事業を実施した場合は、当該年度末までに補助金の交付を完了していることが必要であるため、臨時交付金の対象とすることができなくなり、一般財源での対応が必要となることが、今回判明したものです。

#### 2 主な経緯

令和4年	9月14日	要綱施行（同年4月1日以後の給食の提供に係る経費から適用）
	10月20日	給食調理事業者に対し、事業案内、交付申請に係る必要書類等を通知
	11月30日	給食調理事業者から、補助金等交付申請書等を受領
	12月14日	申請金額等を確認し、同日補助金等交付決定通知書を送付
令和5年	3月31日	給食調理事業者から補助事業等実績報告書受領、同日補助金等確定通知書送付

4月14日	補助金等交付請求書受領
4月27日	支払処理
5月10日	給食調理事業者の口座へ入金
6月22日	担当課の確認により、給食調理事業者への支払いが5月10日となっているため、臨時交付金の対象外となることが判明

### 3 臨時交付金の対象外となる支出総額

2, 372, 314円

### 4 今後の対応

臨時交付金の対象外となる支出額分については、一般財源を充てることとなります。

また、当該事業に関する職員に対する処分は、市職員懲戒等審査委員会において、その対象や範囲、内容等について、今後審査します。

### 5 再発防止

今後は、こうした事案が発生しないよう、財源の性質や内容を十分に理解した上で制度を設計するとともに、財政担当及び交付金担当と内容確認を徹底し、適正な業務の遂行に万全を期してまいります。

### 6 市長コメント

先月発生した不適正事務処理事案を受け、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事務の再点検を徹底しました。

その結果、新たに1件の不適正事務処理事案が確認されました。

市民の皆様には度重なる事案の発生に対して、深くお詫び申し上げます。

今後1か月以内に、不適正事務処理事案について第三者を交えた行政実務適正化検討会議により、調査、原因究明を行います。

その後、再発防止策の確立と組織としての立て直しを図り、市民の皆様の信頼回復に全力を尽くしてまいります。

#### 【問合せ】

健康こども部こども未来課

課長 神野 浩明

電話：0574-28-1131